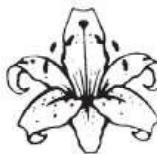


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和6年10月22日（火曜日）

号外第59号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○条例

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（県土整備・砂防課）	1
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（政策・NPO協働推進課）	3
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（総務・人事課）	4
神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例（環境農政・脱炭素戦略本部室）	4
神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（環境農政・環境課）	7
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）	8
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）	10
土採取規制条例の一部を改正する条例（県土整備・砂防課）	12
神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（県土整備・砂防課）	13

条例

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例をここに公布する。

令和6年10月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第71号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第32条の条例で定める特定盛土等の規模は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げるものとする。

2 法第32条の条例で定める土石の堆積の規模は、政令第4条各号に掲げるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 知事は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(手数料の減免)

第3条 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成等（法第10条第1項に規定する宅地造成等をいう。）に関してその災害が発生した日から6月以内に法第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可、法第16条第1項若しくは第35条第1項の規定による変更の許可又は法第18条第1項若しくは第37条第1項の規定による検査を申請した場合においては、これらの申請に対する審査に係る手数料は、免除する。

2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可の申請に対する審査に係る許可申請手数料、法第16条第1項又は第35条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審

第51条とする。

第56条を第52条とし、第57条を第53条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(神奈川県地球温暖化対策計画書審査会)

第54条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（次項において「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

(1) 第16条第 1 項又は第 3 項の規定により評価を行おうとするとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この条例（第 2 章第 2 節から第 4 節までに限る。）の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

2 知事は、次に掲げる場合には、審査会の意見を聴くことができる。

(1) 事業活動温暖化対策指針、建築物温暖化対策指針又は特定開発事業温暖化対策指針を変更しようとするとき。

(2) 第17条第 1 項、第31条第 1 項又は第39条第 1 項の規定により指導、助言等を行おうとするとき。

(3) 第39条第 2 項の規定により改善を求めようとするとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この条例（第 2 章第 2 節から第 4 節までに限る。）の施行に関する事項（前項第 2 号に掲げる事項を除く。）を決定しようとするとき。

第58条を削り、第59条を第55条とし、第60条を第56条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「新条例」という。）（第 2 章第 2 節及び第51条に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第11条第 1 項に規定する事業活動温暖化対策計画書又は同条第 3 項に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出する場合について適用し、同日前に改正前の第11条第 1 項又は第 4 項に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における改正前の神奈川県地球温暖化対策推進条例（第 2 章第 2 節及び第55条に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 22 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第75号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条の 3」を「第42条の 4」に改める。

第42条の見出しを「(第一種指定化学物質の取扱量等の報告)」に改め、同条第 1 項中「第一種指定化学物質等取扱事業者」の次に「(第42条の 4 第 1 項において「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。)」を加え、「この項において同じ。」の管理に関する目標（以下「化学物質管理目標」という。）を作成し、当該化学物質管理目標及び当該届出に係る第一種指定化学物質を「この条及び第42条の 4 第 1 項において同じ。」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「化学物質管理目標を作成した」を「第一種指定化学物質の取扱量等を報告した」に、「化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する」を「報告に係る」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「化

学物質管理目標を作成した」を削り、「当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する」を「第一種指定化学物質の取扱量等の報告に係る」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第42条の 3 第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、初回の報告を除き、当該期間中に排煙指定物質若しくは排水指定物質の排出、特定有害物質の製造、使用、処理若しくは保管又は第 5 号に規定する炭化水素系特定物質の発生がない場合は、この限りでない。

第 5 章第 2 節中第42条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(化学物質管理計画書の作成及び提出)

第42条の 4 第一種指定化学物質等取扱事業者その他の規則で定める者は、第一種指定化学物質の漏えい等を防止するため、事業所ごとに、当該第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類（以下この条において「化学物質管理計画書」という。）を作成し、当該化学物質管理計画書の内容を誠実に実施しなければならない。

2 前項の規定により化学物質管理計画書を作成した事業者は、規則で定めるところにより、当該化学物質管理計画書を知事に提出しなければならない。化学物質管理計画書に記載した内容を変更したときも、同様とする。

3 知事は、前項の規定による化学物質管理計画書の提出があったときは、必要に応じ、助言その他の支援を行うものとする。

第110条の 2 第 1 項中「若しくは第 2 項」を削り、「第42条の 3 第 1 項」の次に「、第42条の 4 第 1 項若しくは第 2 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第76号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）」を

「 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）

第 9 章の 2 就労選択支援

第 1 節 基本方針（第161条の 2 ）

に改める。

第 2 節 人員に関する基準（第161条の 3 ・第161条の 4 ）

第 3 節 設備に関する基準（第161条の 5 ）

第 4 節 運営に関する基準（第161条の 6 ～第161条の 9 ）

」

第 2 条第 3 号中「第 5 条第23項」を「第 5 条第24項」に改める。

第 4 条第 1 項中「及び第 8 章」を「、第 8 章、第 9 章及び第10章」に改める。

第 9 章の次に次の 1 章を加える。